

## はいくうしゃぼうりょくぼうしほう 配偶者暴力防止法について

はいくうしゃ ぼうりょく ぼうしおよ ひがいしゃ ほんごう かん ぼうりつ  
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

- 各都道府県や京都市においては「配偶者暴力相談支援センター」が設置され、相談や自立に向けたさまざまな情報の提供などの援助や、避難する被害者のための一時保護を行っています。
- 裁判所へ申し立てることにより、加害者が被害者へ接近することを禁止するなどの保護命令が発令されます。
- この法律は、国籍や在留資格を問わず、日本にいるすべての外国人にも適用されます。また、夫婦に限らず、元配偶者、パートナー、生活の本拠を共にする交際相手等も対象になります。



ないかくふ  
内閣府のウェブサイト「配偶者からの暴力被害者支援情報」が掲載されています。

[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/index.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html)

にほんご  
日本語のほか、英語、スペイン語、タイ語、タガログ語、韓国・朝鮮語、中国語、ポルトガル語、ロシア語で情報が提供されています。

## りこん ざいりゅうしかく 離婚をしたら在留資格はどうなるの？

- 離婚を理由として、ただちに在留資格が取り消されることはありませんが、離婚後、入国管理局に、配偶者に関する届出(14日以内)と在留資格の変更のための許可申請(6ヶ月以内)が必要です。
- 離婚後、日本人との間に生まれた子どもを養育する場合は、定住者の在留資格を申請することができます。
- 離婚後、子どもがいない場合も、結婚していた期間や状態によって定住者の在留資格が認められることがあります。
- オーバーステイでも、結婚したり、日本人との間に生まれた子どもがいると、「在留特別許可」により在留資格が得られることがあります。

※詳しくは入国管理局にご相談ください。(相談機関参照)

- 夫婦や恋人間の暴力に悩んでいる人があなたの身近なところにいたら、相談機関を教えてください。
- 本人が電話したくても電話できない状況にある場合は、代わって連絡してあげてください。

発行 京都市 文化市民局 共生社会推進室  
男女共同参画推進担当

TEL 075-222-3091

協力 京都YWCA・APT  
平成31年4月 京都市印刷物第305095号



## きょうとし す がいこくじん かたむ 京都市に住む外国人の方向け

# ふうふ こいびとかん ぼうりょく 夫婦や恋人間の暴力に なや 悩んでいるあなたへ

ふうふ こいびと  
夫婦や恋人であっても

ぼうりょく た ひつよう  
暴力に耐える必要はありません

ひとり なや そうだん  
一人で悩まないで相談しましょう



きょうとし  
京都市

## ひとりで悩まないで相談しましょう

逃げようにも、どこに逃げたらいいのかわからない、逃げ出して、もし見つかったら…など、不安があるかもしれません。あるいは、子どものためにもと、耐え続けているのかもしれない。

ひとりで悩んでいるだけでは、状況は変わりません。だんだん暴力が激しくなることもあります。身の安全を確保するために、できるだけ早く相談しましょう。

身体的な暴力だけが暴力ではありません。暴力には、在留資格の更新に協力しない、逃げたら捕まえると脅す、あなたの考え方や習慣を軽蔑するなどさまざまな形態があります。

暴力を受け続けていると、絶望感や無力感にとらわれ、生きる自信や意欲、判断力を失いがちになります。

「逃げたい」と思ったことがあるなら、相談してください。



配偶者暴力防止法のほか、さまざまな法令・制度等を利用して被害者の保護と自立支援が行われています。専門機関に相談して正しい情報を得てください。

夫婦や恋人間の暴力(DV)や、外国人特有の問題に詳しい機関・団体です。

\*DVを専門には扱っていない機関も掲載しています。

\*★のついている相談は予約が必要です。\*この表の内容は変更されることがあります。

<無料です。プライバシーは厳守します。>  
緊急の時は、110番に通報してください。

### (外国語での相談)

相談機関	電話番号	対応言語	開設日・時間等	相談方法	取扱内容
京都YWCA・APT (Asian People Together)	075-451-6522 (e-mail apt@kyoto.ywca.or.jp)	タイ語、タガログ語、英語、中国語	月曜 13:00~16:00 木曜 15:00~18:00	電話 面接★	外国人のさまざまな困りごと、DV
京都市国際交流会館	075-752-3511	英語、韓国・朝鮮語、中国語、その他	毎日(月曜(祝日の場合はその翌日の祝日でない日)、年末年始除く) 9:00~21:00(開館時間)	電話 面接★	外国人の日常生活上の疑問や困りごと
		英語・中国語 *両言語以外は予約時に相談	原則第1・3土曜(年末年始除く) 13:30~16:00	面接★	法律相談 入国管理手続き
	075-752-1166	行政通訳相談事業 *外国籍市民と区役所等公共機関を結ぶ、三者通話電話通訳サービスおよび電話相談。	英語 火・木 9:00~17:00 中国語 水・金 9:00~17:00 (年末年始除く)	電話	外国人の日常生活上の疑問や困りごと

### (日本語での相談)

相談機関	電話番号	開設日・時間等	相談方法	取扱内容	
京都市DV相談支援センター	075-874-4971	月~土曜(祝日・年末年始除く) 9:00~17:15	電話 面接★	DV	
京都府家庭支援総合センター (京都府配偶者暴力相談支援センター)	075-531-9910	毎日 9:00~20:00	電話	DV、女性のさまざまな悩み	
		月~金曜(祝日・年末年始除く) 9:00~19:00	面接★		
京都市男女共同参画センター (ウィングス京都)	075-212-7830	[一般相談] 月・木・金・土 11:00~18:30 火 11:00~20:00 (祝日、年末年始除く) *受付は閉室の30分前まで	電話 面接★	女性への暴力、女性のさまざまな悩み	
		[女性への暴力相談] 予約制	面接★		
		[法律相談] 第1・3金曜 13:30~16:00	面接★		
京都府男女共同参画センター (らら京都)	075-277-1326	[男性のためのDV電話相談] 第2・4火曜日(祝日除く) 19:00~21:00 *受付は20:30まで	電話	DV(被害者、加害者)	
		[女性・労働相談]	月・火 10:00~12:00, 13:00~19:00 木・金・土 10:00~12:00, 13:00~18:00 (祝日、年末年始除く)	電話 面接★	DV、女性のさまざまな悩み
		[女性のための法律相談]	第2・4木曜(祝日除く) 13:30~16:30	面接★	離婚、財産相続、金銭問題など

### (入国管理局・警察)

相談機関	電話番号	対応言語	開設日・時間等	相談方法	取扱内容
大阪入国管理局京都出張所	075-752-5997	日本語、英語	月~金曜(祝日、年末年始除く) 9:00~12:00, 13:00~16:00	電話 面接	在留手続き (オーバーステイ等を除く)
京都府警察総合相談室 (京都府警察本部)	075-414-0110 または#9110	日本語	月~金曜(祝日、年末年始除く) 9:00~17:45	電話 面接	DV(身体的なもの)
府内各警察署相談係	各警察署		(緊急時は110番)		